

## 静岡市立静岡病院看護補助者派遣業務 仕様書

業務名	令和 7 年度 静岡市立静岡病院看護補助者派遣業務
就業場所	(名 称) 静岡市立静岡病院 (所在地) 静岡市葵区追手町 1 0 番 9 3 号 (電 話) 0 5 4 - 2 5 3 - 3 1 2 5
配置先及び 配置人数	(配 置 先) 病棟 (東館及び西館)、外来、血液浄化センター、 内視鏡検査室 (配置人数) 合計 30 人 事前に静岡市立静岡病院 (以下「甲」という) の了承を得た場合 については、常勤換算で 30 人とすることができる。ここで、常勤の 週の勤務時間数は 40 時間とする。
就業時間	早番 7:00～16:00 (休憩時間 11:00～12:00) 日勤 8:30～17:30 (休憩時間 12:00～13:00) 遅番 10:00～19:00 (休憩時間 13:00～14:00) 夕番 10:30～19:30 (休憩時間 14:00～15:00) ただし、甲及び派遣元 (以下「乙」という) 双方の合意があった 場合には、上記以外の就業時間に拠ることができる。
就業日	月・火・水・木・金曜日及び指定日 (土日祝から月 2～3 回程度)
休日	週休 2 日制の勤務シフトによる。
勤務体制	(1) 週休 2 日制による勤務シフト制にするものとする。 (2) 甲は、勤務を開始する 10 日前までに翌月の勤務シフト表を 乙に提示し、乙は、勤務を開始する 5 日前までに勤務シフト を甲に提出するものとする。
時間外労働	(1) 甲は、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、 上記就業時間 以外の時間に勤務を命ずることができる。 (2) 甲が勤務を命ずることができる時間の限度は派遣元の労使 協定による。
休日労働	有
業務内容	別紙 2 参照
責任の程度	役職なし (所定外労働あり、部下なし)
安全衛生	(1) 法令・厚生労働省指針に従う。 (2) 甲は、スタッフに対して甲の職員に対して実施している 安全衛生に係る措置を実施するものとする。

被服貸与	甲は、スタッフに対して甲の被服貸与規程に基づき、職務に必要な被服の貸与を行う。
派遣労働者が利用できる施設	食堂、診療所、更衣室、ロッカー、休憩室、駐輪場及び給湯設備
当院が行う研修	新規派遣者研修 医療安全に係る研修 感染管理に係る研修
派遣先が派遣受入れ期間に抵触する日	令和10年(2028年)4月1日
組織単位	静岡市立静岡病院看護部
派遣先責任者	看護部長
派遣労働者からの苦情処理	<p>(1) 苦情の申し出を受ける者  (甲) 人事課係長 (乙) 苦情申し出先として乙が指名した者</p> <p>(2) 苦情処理方法、連帯体制等</p> <p>① 甲における(1)記載の者が苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ずスタッフに通知することとする。</p> <p>② 乙における(1)記載の者が苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ずスタッフに通知することとする。</p> <p>③ 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。</p>

<p>中途解除にあたって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置</p>	<p>(1) 中途解除の事前の申し入れ</p> <p>甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の中途解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ1カ月以上の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。</p> <p>(2) 就業機会の確保</p> <p>甲及び乙は、スタッフの責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の中途解除に関しては、他の派遣先を斡旋すること等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。</p> <p>(3) 損害賠償に係る適切な処置</p> <p>甲は、甲の責に帰すべき事由により個別契約の期間が満了する前に個別契約の解除を行おうとする場合には、スタッフの新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該個別契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係るスタッフを休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行うものとする。乙は、乙が当該スタッフを休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該スタッフを解雇する場合は、甲による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害賠償を請求できるものとする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後 処理方策を講ずることとする。また、乙及び甲の双方の責に帰すべき事由がある場合には、乙及び甲のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分考慮することとする。</p> <p>(4) 解除理由の明示</p> <p>甲は、個別契約の契約期間が満了する前に、個別契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときには、個別解除の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。</p>
--	--

<p>紛争防止措置</p>	<p>甲が当該労働者派遣の終了後に当該スタッフを雇用する意思のある場合（派遣法第28条及び第29条の場合を含む）は、雇用する意思を乙に示すものとし、紹介予定派遣への変更または職業紹介を経由して乙に当該職業紹介に係る手数料を支払うものとする。なお、本条と個別契約に定める紛争を防止するために講ずる措置に異なる定めがある場合は、個別契約の内容を優先するものとする。</p>
<p>派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別</p>	<p>協定対象派遣労働者に限定する。</p>
<p>派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別</p>	<p>無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。</p>

## 静岡市立静岡病院看護補助者派遣業務 業務内容

直接業務			
項目	業務内容		
環境調整	1	環境整備	
	2	ベッドの取扱い	
	3	病室・病床の整備	
	4	病床作り	
	5	定期シーツ交換	
	6	臥床患者のベッドメイキング	
食事援助	1	配膳・配茶・下膳	
	2	食事介助	
排泄援助	1	便器による排泄援助・排泄物の処理	○
	2	尿器による排泄援助・排泄物の処理	○
	3	オムツ使用時の援助(オムツ交換・陰部ケア)	
	4	トイレ誘導(トイレ・ポータブル)	
	5	留置尿の捨尿	
活動休息援助	1	歩行介助(歩行器正しい使い方含む)	
	2	ストレッチャーまたはベッドでの移送	
	3	車椅子の移送	
	4	仰臥位⇒側臥位への体位変換	○
	5	仰臥位⇒端坐位への体位変換	○
	6	ベッド⇒ストレッチャーへの移動	○
	7	ベッド⇒車椅子への移動(全介助)	○
	8	ベッド⇒車椅子への移動(部分介助)	
	9	ベッド⇒車椅子への移動(見守り)	

○：看護師と協働により行う業務

清潔・衣生活援助	1	清拭	
	2	洗髪	
	3	ドライシャンプー	
	4	口腔ケア	
	5	シャワー浴介助	
	6	陰部洗浄	
	7	爪切り	
	8	髭剃り	
	9	足浴	
	10	手浴	
	11	寝衣交換	
循環呼吸を整える	1	酸素吸入中の患者の移送	
症状生体機能管理	1	体重測定	
	2	身長測定	
安楽確保	1	安楽な姿勢・体位を整える(ポジショニング)	
	2	温罨法	○
	3	冷罨法	
感染防止	1	標準予防策	
	2	洗浄・消毒	
	3	病院環境清掃	
安全確保	1	身体的拘束法	○
	2	転倒転落防止	
	3	患者誤認防止	
その他	1	高齢者・認知症患者の見守り	
	2	1人暮しや身寄りのない患者の衣類洗濯	
	3	買い物	
	4	死後の処置	○
	5	救命救急処置	○

○：看護師と協働により行う業務

間接業務		
1	備品の整備	
2	ME 機器(医療工学機器)の取扱い、貸借	
3	物品の貸借	
4	医療・看護用品の整備	
5	酸素ボンベ・中央配管の取扱い	
6	吸引の準備	
7	吸引瓶の交換と洗浄、吸引物品の補充	
8	酸素吸入の取扱い	
9	検査物の取扱い	
10	入院及び外来診療ファイル・画像フィルムの搬送	
11	血液製剤の受領・返品	
12	薬剤の取扱い	
13	日常清掃	
14	尿量測定	
15	ベッドパンウォッシャーの取扱	
16	物流システム	
17	用紙・文具・雑貨請求	
18	物品管理伝票(茶伝)の取扱い	
19	洗濯物の取扱い	
20	付添布団の取扱い	
21	中材物品の取扱い	
22	環境整備	
23	ベッドの取扱い	
24	病室・病床の整備	
25	退院時シーツ交換 定期シーツ交換	
26	臥床患者のベッドメイキング	○
27	事務作業 電子カルテ入力	
28	リネンの取扱い	
29	職員のユニホームの取扱い	

○：看護師と協働により行う業務